

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
第6章 通 関		第6章 通 関	
第3節 一般輸入通關		第3節 一般輸入通關	
(他法令による許可、承認等の確認)		(他法令による許可、承認等の確認)	
70-3-1 輸入貨物についての法第70条第1項又は第2項の規定の適用については、次による。 (1)～(4) (省略)		70-3-1 輸入貨物についての法第70条第1項又は第2項の規定の適用については、次による。 (1)～(4) (同左)	
別表第1		別表第1	
法 令 名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等	法 令 名
イ. (省略)	(省略)	(省略)	イ. (同左)
ロ. 輸入制限、禁止關係 (イ) (省略)	(省略)	(省略)	ロ. 輸入制限、禁止關係 (イ) (同左)
(ロ)銃砲刀劍類所持等取締法 (昭和33年法律第6号)	<u>第3条及び第3条の2《所持の禁止》</u> 第3条の4、 <u>第3条の5及び第3条の6《輸入の禁止》</u> 第4条《許可》 第6条《国際競技に参加する外国人に対する許可の特例》 第14条《登録》 第25条《本邦に上陸しようとする者の所持する銃砲又は刀劍類の仮領置》	(1) 輸入物品が銃砲等又は拳銃部品である場合(下記(3)の場合を除く。)には、都道府県公安委員会が交付する「銃砲所持許可証」等(第3条第1項第12号又は第14号の規定による届出に係るものは、銃砲刀劍類所持等取締法施行規則(昭和33年総理府令第16号)別記様式第1号に定める様式のもの(届出を受理した旨を記載したものに限る。)、同条第2項の規定による届出に係るものは、同規則別記様式	(新設) 第3条の4及び第3条の5及び第3条の6《輸入の禁止》 第4条《許可》 第6条《国際競技に参加する外国人に対する許可の特例》 第14条《登録》 第25条《本邦に上陸しようとする者の所持する銃砲又は刀劍類の仮領置》

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
	<p>第3号に定める様式のもの、  <u>同条第3項又は第3条の2第2項</u>の規定による届出に係るものは、同規則別記様式第5号に定める様式のもの、第4条第1項第1号の規定による許可に係るものは<u>同規則別記様式第29号又は第29号の2</u>に定める様式のもの、同項第2号から<u>第5号の3まで</u>及び第8号から第10号までの規定による許可に係るものは同規則別記様式<u>第30号又は第30号の2</u>に定める様式のもの、第6条の規定による許可に係るものは同規則別記様式<u>第32号又は第32号の2</u>に定める様式のもの)</p> <p>(2) 輸入物品が刀剣類である場合（下記(3)の場合を除く。）には第7条第1項の規定により都道府県公安委員会が交付する「刀剣類所持許可証」（第4条第1項第6号から第10号までの規定による許可に係るものは同規則別記様式<u>第31号</u>に定める様式のもの、第6条の規定による許可に係るものは同規則別記様式<u>第33号</u>に定める様式のもの）</p> <p>(3) (省略)</p>		<p>号に定める様式のもの、第6条<u>第1項</u>の規定による許可に係るものは同規則別記様式<u>第10号の3</u>に定める様式のもの)</p> <p>(2) 輸入物品が一般の刀剣類である場合には第7条第1項の規定により都道府県公安委員会が交付する「刀剣類所持許可証」（第4条第1項第6号から第10号までの規定による許可に係るものは同規則別記様式<u>第10号の2</u>に定める様式のもの、第6条<u>第1項</u>の規定による許可に係るものは同規則別記様式<u>第10号の4</u>に定める様式のもの）</p> <p>(3) (同左)</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
(八)～(ム) (省略)	(省略)	(省略)	(八)～(ム) (同左)	(同左)	(同左)
別表第2 (省略)			別表第2 (同左)		